# 山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令 （平成三年自治省令第八号）

#### 第一条（法第十四条に規定する総務省令で定める地方公共団体）

山村振興法（昭和四十年法律第六十四号。以下「法」という。）第十四条に規定する総務省令で定める地方公共団体は、法第八条第七項の同意を得た産業振興施策促進事項が記載され、かつ、同条第一項の同意を得た同項に規定する山村振興計画に記載された同条第四項第一号に掲げる産業の振興のための施策を促進する区域（以下「産業振興施策促進区域」という。）を含む地方公共団体であって、当該山村振興計画に記載された同項第四号に掲げる期間（以下「計画期間」という。）の初日の属する年度前三年度内の各年度に係る地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十一条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの三分の一の数値が〇・四七に満たない都道府県又は〇・四九に満たない市町村とする。

#### 第二条（法第十四条に規定する総務省令で定める場合）

法第十四条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

###### 一

不動産取得税

###### 二

固定資産税

# 附　則

この省令は、平成三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成五年三月二三日自治省令第九号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成七年三月二七日自治省令第八号）

この省令は、平成七年四月一日から施行する。

# 附　則（平成九年三月二八日自治省令第一四号）

この省令は、平成九年四月一日から施行する。

##### ３

第五条の規定による改正後の山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第三条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される減価償却資産について適用し、施行日前に新設され、又は増設された減価償却資産については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一一年三月三〇日自治省令第一一号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年三月二九日自治省令第一六号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年九月一四日自治省令第四四号）

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一三年三月三〇日総務省令第五七号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

##### ３

第四条の規定による改正後の山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第三条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される減価償却資産について適用し、施行日前に新設され、又は増設された減価償却資産については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一五年三月三一日総務省令第五九号）

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

##### ３

第四条の規定による改正後の山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第三条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される減価償却資産について適用し、施行日前に新設され、又は増設された減価償却資産については、なお従前の例による。

# 附　則（平成一七年三月三一日総務省令第六四号）

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一九年三月三〇日総務省令第四七号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二一年三月三一日総務省令第四〇号）

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

##### ２

第二条の規定による改正後の山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第三条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される土地及び償却資産について適用し、施行日前に新設され、又は増設された土地及び償却資産については、なお従前の例による。

# 附　則（平成二三年三月三一日総務省令第二五号）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二五年三月三〇日総務省令第三八号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

# 附　則（平成二七年三月三一日総務省令第三九号）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

##### ２

山村振興法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七号）附則第二条の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の山村振興法第十四条の規定に基づく第一条の規定による改正前の山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。

# 附　則（平成二九年三月三一日総務省令第二八号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

# 附　則（平成三一年三月三〇日総務省令第四四号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。